

令和6年度 文京区障害者地域自立支援協議会
第3回相談・地域生活支援専門部会 次第

日時 令和7年3月28日(金) 午後2時から
文京シビックセンター 障害者会館 A+B

1 開会挨拶 文京区障害者地域自立支援協議会 副会長 志村健一氏より

2 議題

(1) 文京区障害者地域自立支援協議会(全体会)における当部会の活動発表の報告

【資料第1号】

(2) 支援を円滑に引き継いでいく方法について

【資料第2号】

- ・ワーキンググループ進捗報告
- ・次年度方針検討

(3) 暮らしをサポートする仕組みについて

【資料第3号-1~2・机上配布】

- ・前回報告事例2件から暮らしをサポートする仕組み構築へ向けた検討

(グループワーク形式)

3 その他

【事前配付資料】

【資料第1号】 令和6年度 文京区障害者地域自立支援協議会

相談・地域生活支援専門部会活動発表

【資料第2号】 障害福祉サービスから介護保険サービス移行までの流れ

【資料第3号-1】 グループ一覧

【資料第3号-2】 暮らしをサポートする仕組みについて検討の経過

れいわ ねんど ぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつ しえん きょうぎかい
令和6年度 文京区障害者地域自立支援協議会

そうだん ちいき せいかつしえん せんもんぶかい かつどうほうこく
相談・地域生活支援専門部会 活動報告

じっしじょうきょう
●実施状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談・地域生活支援専門部会				だい かい 第1回				だい かい 第2回				だい かい 第3回

だい かい かいさいび れいわ ねん がつ にち きん
第1回 (開催日：令和6年7月19日(金)
14：00～16：00)

だい かい かいさいび れいわ ねん がつ にち きん
第2回 (開催日：令和6年11月8日(金)
14：00～16：00)

だい かい かいさいび れいわ ねん がつ にち きん
第3回 (開催日：令和7年3月28日(金)
14：00～16：00) 【予定】

ほうこくないよう
報告内容

れいわ ねんど そうだん ちいきせいかつしえんせんもんぶかい けんとうじこう
(1) 令和6年度 相談・地域生活支援専門部会 検討事項

しえん えんかつ ひ つ ほうほう
(2) 支援を円滑に引き継いでいく方法について

く しく
(3) 暮らしをサポートする仕組みについて

ぶんきょうくしょうがいしゃ じけいかく れいわ ねんど ひょうか
(4) 文京区障害者・児計画(令和3~5年度)への評価

れいわ ねんど そうだん ちいきせいかつしえんせんもんぶかい けんとうじこう
(1) 令和6年度 相談・地域生活支援専門部会 検討事項

しえん えんかつ ひ つ ほうほう およ
支援を円滑に引き継いでいく方法及び

く 暮らしをサポートする仕組みについて検討する
しく けんとう

2つのテーマ

しえん えんかつ ひ つ ほうほう
支援を円滑に引き継いでいく方法

く しく
暮らしをサポートする仕組み

(2) 支援を円滑に引き継いでいく方法について

しょうがいふくし かいごほけん いこう
障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行

ワーキンググループ

ひきつ かり さくせい けんとう
引継ぎチェックシート(仮)作成・検討

<イメージ>

しえんしゃむ どうじしゃ いっしょ かくにん ばめん しょう そうてい
◆支援者向け。当事者と一緒に確認をする場面での使用も想定。

まい ひきつ なが けいさい
◆1枚のシートに引継ぎの流れ、ポイントを掲載する。

移行手続きに関するイメージ図

介護認定なし（介護認定非該当） 障害福祉固有サービスのみ

介護認定が非該当となった場合、または障害福祉固有のサービスのみを利用している場合は、65歳到達前と同様のサービスを障害福祉サービスに引き続き支給することになります。



介護認定あり

介護保険、障害福祉サービスの双方に共通するサービスで要介護認定を受けることができる場合には、介護保険サービスが優先されます。



介護保険で利用出来るサービス量が移行前のサービス量より不足する場合、不足分については介護保険サービスに上乘せながら障害福祉サービスの併用ができることもあります。



介護保険にはない障害福祉固有のサービスは、介護保険サービスと障害福祉サービス双方の利用が原則可能です。



費用について

介護保険サービスにおいては、原則としてサービスにかかった費用の1~3割の利用者負担が発生します。ただし、生活保護世帯の場合、介護保険サービスの利用者負担額は生活保護の介護扶助から支給されるため、原則として本人負担はありません。

行政窓口 ※ 障害福祉サービスの場合、障害種別によって担当窓口が異なります。

知的障害	障害福祉課 知的障害者支援係 (03-5803-1214・区役所9階)
身体障害	障害福祉課 身体障害者支援係 (03-5803-1219・区役所9階)
精神障害	予防対策課 精神保健担当 (03-5803-1847・区役所8階)
介護保険	介護保険課 介護保険相談係 (03-5803-1383・区役所9階)

文京区障害者地域自立支援協議会
相談・地域生活支援専門部会

文京区版

障害福祉サービスから 介護保険サービスへの 移行手続きについて

すでに障害福祉サービスを利用している方が65歳の誕生日を迎える時に、

障害福祉サービスから介護保険サービスへ

障害福祉サービスを利用しているAさんは、介護保険申請手続きの介護保険サービスへの移行が必要になりますが、Aさんは、これまで思っています（利用している事業所、サービス内容及び利用者負担Aさんを事例にどのように移行していくか確認していきましょう）

Aさんの概要

- 身体障害者手帳1級（視覚障害）
- 障害支援区分2
- 精神障害者保健福祉手帳3級
- 所得区分 非課税世帯

移行後の状況

- 居宅介護 → 介護保険サービス（訪問介護）へ移行
- 同行介護 → 継続して障害福祉サービスを利用（障害者）
- 就労継続支援B型 → 継続して障害福祉サービスを利用（障害者）

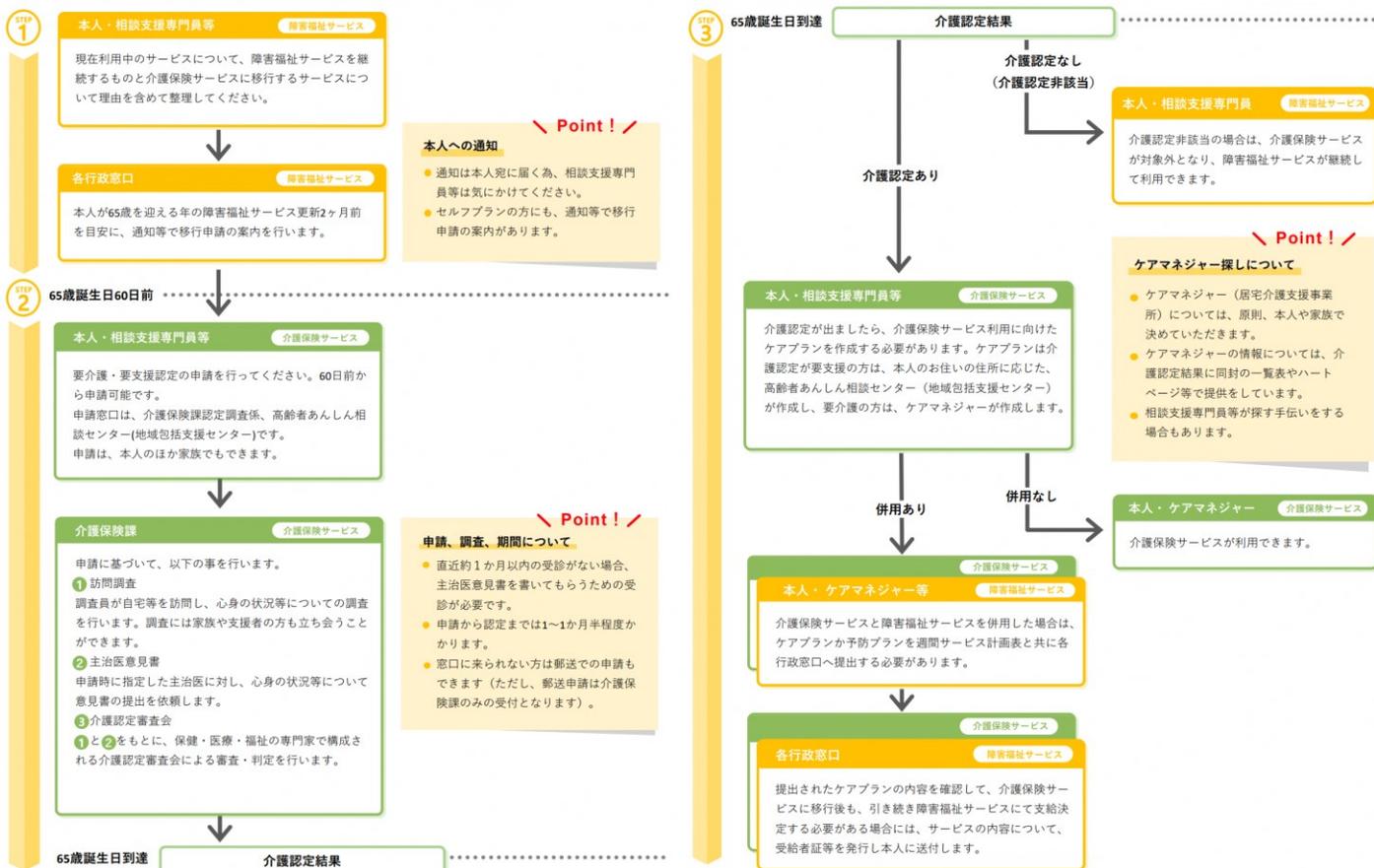
利用者負担

- 障害福祉サービスは、非課税世帯であれば、利用者負担額は0円。
- 介護保険サービスは、**課税・非課税に関わらず、利用料金の1~3割**です。Aさんの場合は、障害福祉サービスで継続利用とならないサービス（**訪問介護**）について利用者負担額が生じます。

介護保険移行後も変わらずに利用できそうで安心した。でも、負

文京区障害者地域自立支援協議会
相談・地域生活支援専門部会

障害福祉サービスから介護保険サービス移行までの流れ



かんせいご ただ ちしき しゅうち けんしゅう きょうゆう ば もう
完成後は正しい知識の周知のため、研修などの共有の場を設けていく。

(3) 暮らしをサポートする仕組みについて

地域課題を3つに分けて協議

① 部会で検討

● 他県の先行事例を取り入れる

➡ 文京区独自の取組みを新たな事例にする

● 資源不足の事情・課題

➡ 障害種別毎に在宅生活を送っている方の事例を共有する

● 地域と障害者の接点をもつ機会がない

➡ どのような機会を設けるか具体的に協議する必要がある

② 事例検討・勉強会の開催

③ 運営会議で検討

(3) 暮らしをサポートする仕組みについて

地域課題を3つに分けて協議

① 部会で検討

② 事例検討・勉強会の開催

● 親の担当ヘルパーが、障害のある子も含めて支援をしていたが、

親が倒れてそのヘルパーが子の支援に入ることになった。

➡ 本人の理解は進みやすい。全体会でも共有する。

● 訪問医療の利用方法や活用状況がわかりづらい。

➡ 勉強会を行い、制度理解を深めていく

③ 運営会議で検討

(3) 暮らしをサポートする仕組みについて

地域課題を3つに分けて協議

① 部会で検討

② 事例検討・勉強会の開催

③ 運営会議で検討

● 住宅問題について 大家などの理解、居住支援協議会との連携

➡ 公的なサポートについて

生活保護受給者の住宅扶助費の特別基準について

地域の事例から文京区独自の暮らしをサポートする仕組みを考える

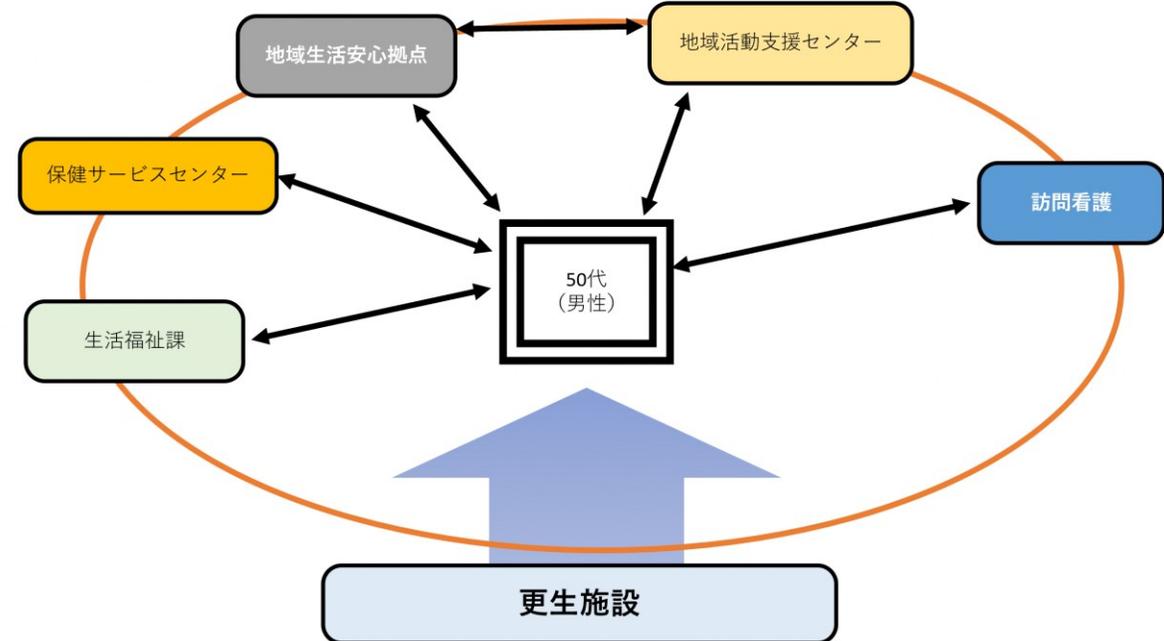
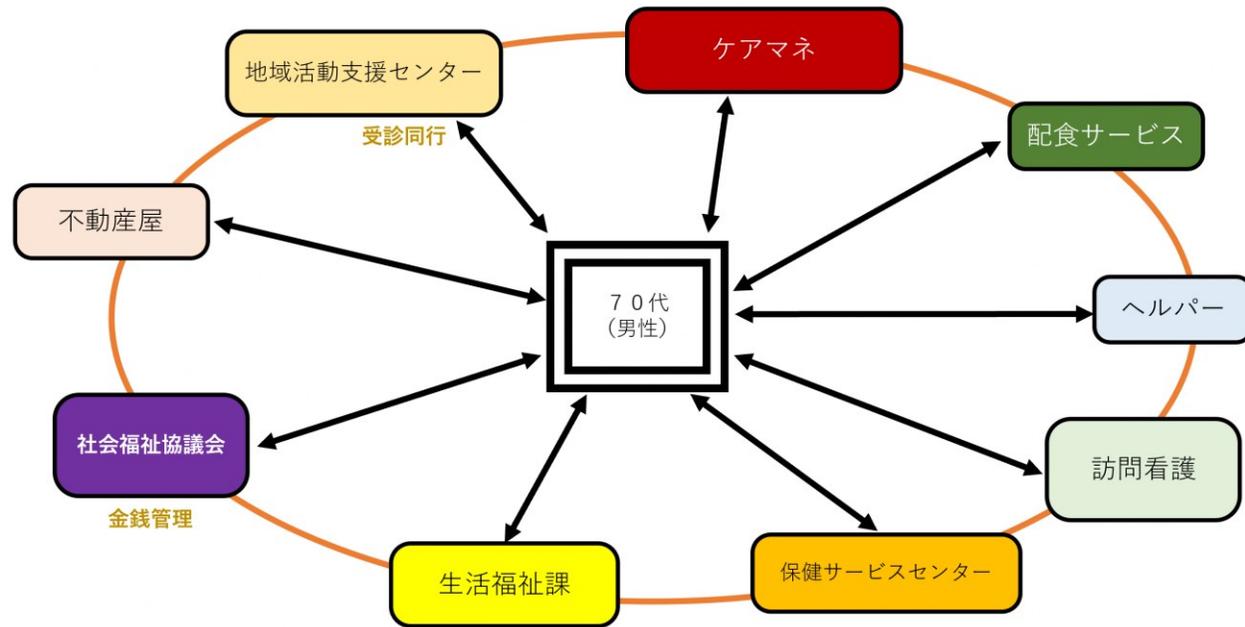
ちいき じれい ぶんきょうく どくじ く しく かんが 地域の事例から文京区独自の暮らしサポートする仕組みを考える

だい かい たんしんせいかつしゃ <第2回> 単身生活者

けん じれいほうこく きょうぎ 2件の事例報告をもとに協議

じれい 事例① こうれい せいしんしょうがい かた 高齢の精神障害の方

じれい 事例② はっしん になて せいしんしょうがい かた 発信が苦手な精神障害の方



- しえんきかん さくせい
チームで支援機関ノートを作成
- ケアマネジャーとのれんけい
連携

- す うしな ぶん ろうきゅうか がまん
住まいを失う不安から老朽化を我慢
- ほんにん あ
本人のペースに合わせてチームづくり

(4) 文京区障害者・児計画(令和3~5年度)への評価

者・児計画の評価について 3つに分類して意見交換

① 生活の場(グループホーム・入所施設)

- グループホーム拡充には、更なる行政のサポートの検討が必要。
- 住宅のバリアフリー化は、家主の許可や原状復帰費用の課題がある。
- 親子で入れるグループホームがあるとよい。
- グループホーム新設は地域の理解の促進が必要。
- 住民と障害当事者の交流する機会が大事。

② ちいき いこう ちいきていちゃく 地域移行・地域定着

- ちいき せいかつ しえんけいたい しめ しせつにゆうしょしゃ かのう
• 地域で生活できる支援形態を示せば、施設入所者も可能になる。
- ざいたくいりょう う しょうがいしゃ かぞく しえん
• 在宅医療を受けている障害者は、家族が支援できなくなり、
にゆうしょ にゆういん おお てきせつ しえん かぞく ぶたん けいげん
入所や入院となることが多い。適切な支援が家族の負担を軽減する。

③ そうだんしえん 相談支援

- みまも たいせい じゅうじつ じゅうよう
• 見守り体制の充実が重要。
- かぞく こうれいか しえん ちょうせい こうはんい
• 家族の高齢化により、支援の調整も広範囲になる。
- おな たちば そうだん ぶ
• 同じ立場から相談できるピアサポーターを増やすこと。

(4) 文京区障害者・児計画(令和3~5年度)への評価

者・児計画の評価について 3つに分類して意見交換

① 生活の場(グループホーム・入所施設)

② 地域移行・地域定着

③ 相談支援

<全体の感想>

- 地元住民が障害者に寄り添い、地域全体で声かけできるとよい。
- 障害者が相談しやすい地域の環境づくりが大事。

移行手続きに関するイメージ図

介護認定なし 介護認定非該当) 障害福祉固有サービスのみ

介護認定が非該当となった場合、または障害福祉固有のサービスのみを利用している場合は、65歳到達前と同様のサービスを障害福祉サービスにて引き続き支給することになります。



介護認定あり

介護保険、障害福祉サービスの双方に共通するサービスで要介護認定を受けることができる場合には、介護保険サービスが優先されます。



介護保険で利用出来るサービス量が移行前のサービス量より不足する場合、不足分については介護保険サービスに上乘せするかたちで障害福祉サービスの併用ができることもあります。



介護保険にはない障害福祉固有のサービスは、介護保険サービスと障害福祉サービス双方の利用が原則可能です。



費用について

介護保険サービスにおいては、原則としてサービスにかかった費用の1~3割の利用者負担が発生します。ただし、生活保護世帯の場合、介護保険サービスの利用者負担額は生活保護の介護扶助から支給されるため、原則として本人負担はありません。

行政窓口 ※ 障害福祉サービスの場合、障害種別によって担当窓口が異なります。

- 知的障害 障害福祉課 知的障害者支援係 (03-5803-1214 ・ 区役所9階)
- 身体障害 障害福祉課 身体障害者支援係 (03-5803-1219 ・ 区役所9階)
- 精神障害 予防対策課 精神保健担当 (03-5803-1847 ・ 区役所8階)
- 介護保険 介護保険課 介護保険相談係 (03-5803-1383 ・ 区役所9階)

検討用

障害福祉サービスから 介護保険サービスへの 移行手続きについて

すでに障害福祉サービスを利用している方が65歳の誕生日を迎える時に、原則として介護保険の申請の手続きが必要です。

障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行した事例

障害福祉サービスを利用しているAさんは、介護保険申請手続きの結果、要介護1と認定されました。そのため、介護保険サービスへの移行が必要になりますが、Aさんは、これまでと変わらず生活を続けられるのか不安に思っています(利用している事業所、サービス内容及び利用者負担額等...心配は絶えません)。では、実際に、Aさんを事例にどのように移行していくのか確認していきましょう。

さんの概要

- 身体障害者手帳1級(視覚障害)
- 障害支援区分2
- 精神障害者保健福祉手帳3級
- 所得区分 非課税世帯

これまで利用していた障害福祉サービス

- 居宅介護 月10時間(調理、掃除、洗濯等)
- 同行援護 月40時間
- 就労継続支援B型

移行後の状況

- 居宅介護 → 介護保険サービス(訪問介護)へ移行
- 同行援護 → 継続して障害福祉サービスを利用(障害福祉固有であるため)
- 就労継続支援B型 → 継続して障害福祉サービスを利用(障害福祉固有であるため)

利用者負担

- 障害福祉サービスは、非課税世帯であれば、利用者負担額は0円。
 - 介護保険サービスは、課税・非課税に関わらず、利用料金の1~3割を負担することになります。
- Aさんの場合は、障害福祉サービスで継続利用とならないサービス(居宅介護から移行した訪問介護)について利用者負担額が生じます。

介護保険移行後も変わらずに利用できそうで安心した。でも、負担額が発生するみたいね。



障害福祉サービスから介護保険サービス移行までの流れ

検討用

STEP 1

本人・相談支援専門員等 障害福祉サービス

現在利用中のサービスについて、障害福祉サービスを継続するものと介護保険サービスに移行するサービスについて理由を含めて整理してください。

各行政窓口 障害福祉サービス

本人が65歳を迎える年の障害福祉サービス更新2ヶ月前を目安に、通知等で移行申請の案内を行います。

Point!

本人への通知

- 通知は本人宛に届く為、相談支援専門員等は気にかけてください。
- セルフプランの方にも、通知等で移行申請の案内があります。

STEP 2

65歳誕生日60日前

本人・相談支援専門員等 介護保険サービス

要介護・要支援認定の申請を行ってください。60日前から申請可能です。
申請窓口は、介護保険課認定調査係、高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)です。
申請は、本人のほか家族でもできます。

介護保険課 介護保険サービス

申請に基づいて、以下の事を行います。

- 1 訪問調査
調査員が自宅等を訪問し、心身の状況等についての調査を行います。調査には家族や支援者の方も立ち会うことができます。
- 2 主治医意見書
申請時に指定した主治医に対し、心身の状況等について意見書の提出を依頼します。
- 3 介護認定審査会
1と2をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会による審査・判定を行います。

Point!

申請、調査、期間について

- 直近約1か月以内の受診がない場合、主治医意見書を書いてもらうための受診が必要です。
- 申請から認定までは1~1か月半程度かかります。
- 窓口に来られない方は郵送での申請もできます(ただし、郵送申請は介護保険課のみの受付となります)。

STEP 3

65歳誕生日到達

介護認定結果

介護認定なし
(介護認定非該当)

介護認定あり

本人・相談支援専門員等 介護保険サービス

介護認定が出ましたら、介護保険サービス利用に向けたケアプランを作成する必要があります。ケアプランは介護認定が要支援の方は、本人のお住いの住所に応じた、高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)が作成し、要介護の方は、ケアマネジャーが作成します。

併用あり

併用なし

本人・ケアマネジャー等 障害福祉サービス

介護保険サービスと障害福祉サービスを併用した場合は、ケアプランか予防プランを週間サービス計画表と共に各行政窓口へ提出する必要があります。

各行政窓口 障害福祉サービス

提出されたケアプランの内容を確認して、介護保険サービスに移行後も、引き続き障害福祉サービスにて支給決定する必要がある場合には、サービスの内容について、受給者証等を発行し本人に送付します。

本人・相談支援専門員 障害福祉サービス

介護認定非該当の場合は、介護保険サービスが対象外となり、障害福祉サービスが継続して利用できます。

Point!

ケアマネジャー探しについて

- ケアマネジャー(居宅介護支援事業所)については、原則、本人や家族で決めていただきます。
- ケアマネジャーの情報については、介護認定結果に同封の一覧表やホームページ等で提供をしています。
- 相談支援専門員等が探す手伝いをする場合もあります。

本人・ケアマネジャー 介護保険サービス

介護保険サービスが利用できます。

65歳誕生日到達

介護認定結果

暮らしをサポートする仕組みについて検討の経過

「令和5年度 文京区障害者地域自立支援協議会
相談・地域生活支援専門部会 活動報告」より

暮らしをサポートする仕組みについて

●令和5年度 第1回相談・地域生活支援専門部会

副会長より「社会福祉法改正と包括的重層的支援体制」「国連勧告」「地域生活拠点」
「国連勧告に文京区として応えるために」について話題提供

グループワーク

意見を整理

①パーソナルアシスタント（PA）について

②不動産屋やオーナーへの理解促進について

③地域での生活にある課題について

① パーソナルアシスタント（PA）について

● 令和5年度 第2回相談・地域生活支援専門部会

先行事例として「札幌市パーソナルアシスタンス制度について」と、文京区既存資源（「いきいきサポート」「精神障害者地域生活安定化支援事業」「話し合い員」「認知症とともに パートナー事業」）についての共有を行った。

- ・「札幌市パーソナルアシスタント制度」について
地域の近隣住民、身近な人が介助者となる点がメリット。
一方で、利用者本人の行うセルフマネジメントの範疇に入ることによる課題もある。
- ・文京区既存資源について
担い手となっている地域の住民とは、かつて主婦層が多くを占めていた。
しかし、時代と共にその担い手の減少や高齢化が生じている。
- ・制度を文京区にも広報する中で、デメリットとメリットを盛り込んだほうがよい。

② 不動産屋やオーナーへの理解促進について

今後の部会で勉強会等の理解促進の場について、検討を行う予定。

③ 地域での生活にある課題について

①パーソナルアシスタント（PA）について

②不動産屋やオーナーへの理解促進について

③地域での生活にある課題について

- 令和5年度 第3回相談・地域生活支援専門部会
グループワークにて意見交換を実施。

意見

- ・精神障害の方の住まいや地域での暮らしに関する課題について
シェアハウスに外部のサービスを入れる。
好事例を参考にする。高齢者と障害者の一体的なグループホーム。
- ・知的・身体障害の方の住まいや地域での暮らしに関する課題について
身体障害の方は住まいに条件がある。地域生活をする為の社会資源の不足。
親なき後の本人が支援者を受け入れられるようにすること。
- ・障害のある方が地域との接点をもつ仕組みがそもそもない。地域から見えにくい。
- ・災害時要支援者名簿は平時に当事者と顔合わせをする為には町会の合意が必要。